

奥州市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月29日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 佐 藤 健 司
奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 令和4年6月16日、6月17日、6月20日及び6月21日

本監査 令和4年7月5日

(2) 監査の対象とした部課等名

医療局

経営管理部、総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財務等に関する事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

| 部課等（機関）名 | 監査の結果 |
|----------|---------------------------------|
| 経営管理部 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 総合水沢病院 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| まごころ病院 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 前沢診療所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 衣川診療所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 衣川歯科診療所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。